

令和元年10月25日
個人情報保護委員会

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の開催について

1. 経緯

現在、個人情報保護委員会では、改正個人情報保護法附則第12条の規定に基づき、個人情報保護法の3年ごと見直しの検討を行っている。この検討過程において、官民を通じた個人情報の取扱いに関する論点が外部から多く指摘されている状況である。具体的には、行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等の法律等の統合を求める意見や、当委員会が行政機関や地方公共団体における個人情報の取扱いについても所管することを求める意見等が存在する。

当委員会において、本意見に係る取扱いについて検討を行ったが、地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方については、これまで検討が十分になされている状況にないため、まずは関係者による意見交換の場の設置が必要ではないかと考えているところである。

については、当委員会事務局において、地方公共団体の個人情報保護制度について、地方公共団体や、総務省の協力を得つつ、実務的な意見交換を行うこととしたい。

2. スケジュール（予定）

11月中 第1回懇談会の開始

3. 構成員等

地方三団体、地方公共団体、個人情報保護委員会事務局
（オブザーバー参加：総務省自治行政局地域情報政策室）

4. 意見交換項目

以下の事項に係る実務的論点の整理

- ① 個人情報保護条例の法による一元化を含めた、地方公共団体における個人情報保護に係る規律の在り方
- ② ①の見直しの方向性を踏まえた地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方 等

5. その他

検討内容等については、原則として公表する。